

平成21年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成21年3月19日（木曜日）
午前10時10分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第7号 美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 第3 委員長報告
 - 1 議案第24号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件〔総務・文教〕
 - 2 議案第25号 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件〔総務・文教〕
 - 3 議案第26号 美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件〔総務・文教〕
 - 4 議案第27号 美唄市立児童館条例の一部改正の件〔総務・文教〕
 - 5 議案第28号 美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件〔総務・文教〕
 - 6 議案第29号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
 - 7 議案第30号 美唄市共同浴場条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
 - 8 議案第31号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
 - 9 議案第32号 美唄市介護保険条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
 - 10 議案第33号 指定管理者の指定の件（北美唄営農改善センター）〔産業・厚生〕
 - 11 議案第34号 指定管理者の指定の件（豊葦営農改善センター）〔産業・厚生〕
 - 12 議案第35号 指定管理者の指定の件（美唄市上美唄北開拓婦人ホーム）〔産業・厚生〕
 - 13 議案第36号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
 - 14 議案第37号 桂沢水道企業団規約の一部変更の件〔産業・厚生〕
 - 15 議案第38号 市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件〔産業・厚生〕
 - 16 議案第39号 平成20年度美唄市一般会計補正予算（第7号）〔予算審査特別〕
 - 17 議案第40号 平成20年度美唄市介護保険会計補正予算（第4号）〔予算審査特別〕
 - 18 議案第41号 平成21年度美唄市一般会計予算〔予算審査特別〕
 - 19 議案第42号 平成21年度美唄市民バス会計予算〔予算審査特別〕
 - 20 議案第43号 平成21年度美唄市国民健康保険会計予算〔予算審査特別〕
 - 21 議案第44号 平成21年度美唄市老人保健会計予算〔予算審査特別〕
 - 22 議案第45号 平成21年度美唄市下水道会計予算〔予算審査特別〕
 - 23 議案第46号 平成21年度美唄市介護保険会計予算〔予算審査特別〕
 - 24 議案第47号 平成21年度美唄市介護サービス事業会計予算〔予算審査特別〕

- 25 議案第48号 平成21年度美唄市後期
高齢者医療会計予算[予算審査特別]
- 26 議案第49号 平成21年度市立美唄病
院事業会計予算[予算審査特別]
- 27 議案第50号 平成21年度美唄市水道
事業会計予算[予算審査特別]
- 28 議案第51号 平成21年度美唄市工業
用水道事業会計予算[予算審査特別]
- 第4 議案第52号 財政調整基金の一部積
立て停止の件
- 第5 承認第1号 総務・文教委員会所管
事務調査の件
- 第6 承認第2号 産業・厚生委員会所管
事務調査の件
- 第7 承認第3号 議会運営委員会所管事
務調査の件
- 第8 意見書案第1号 中山間地域等直接支払
交付金制度の継続に関する意見書
- 第9 意見書案第2号 北海道の自衛隊体制
の確実な維持を求める意見書
- 第10 意見書案第3号 「食の安全確保」及び
「消費者安全の確保」への取り組
み強化を求める意見書
- 第11 意見書案第4号 急激な雇用悪化を政
治の責任で解決することを求め
る意見書

◎出席議員（16名）

議長 林 国 夫 君
副議長 内馬場 克 康 君
1 番 吉 岡 文 子 君
2 番 森 川 明 君
3 番 五 十 嵐 聡 君
4 番 高 田 正 則 君

5 番 高 橋 幹 夫 君
6 番 阿 部 義 一 君
7 番 長谷川 吉 春 君
8 番 米 田 良 克 君
9 番 白 木 優 志 君
10 番 小 関 勝 教 君
11 番 土 井 敏 興 君
12 番 本 郷 幸 治 君
13 番 紫 藤 政 則 君
15 番 谷 村 孝 一 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
副 市 長 斎 藤 正 紀 君
総 務 部 長 安 田 昌 彰 君
市 民 部 長 岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
商工交流部長 岡 嶋 博 文 君
農 政 部 長 林 信 孝 君
都市整備部長 山 口 隆 慶 君
消 防 長 佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長 小 橋 一 夫 君
総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

教 育 長 板 東 知 文 君

選挙管理委員会委員長 後 藤 康 彦 君
事 務 局 長 大 道 良 裕 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長 林 忠 男 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
監査事務局長 嵯 峨 和 樹 君

◎欠席説明員

市立美唄病院事務局長	奥 山 隆 司 君
教育委員会委員長	白 戸 仁 康 君
教 育 部 長	前 田 敏 和 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 井 英 昭 君
次 長	中 平 匡 司 君

午前10時10分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

この場合説明員の欠席について次のとおり通知がありましたので、報告いたします。教育委員会委員長白戸仁康君並びに教育部長前田敏和君は、公務のために欠席いたします。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番 高橋幹夫議員、

6番 阿部義一議員、

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、報告第7号美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を議題といたします。

これより本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって、報告第7号を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第3、委員長報告に入ります。

順序1、議案第24号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件ないし順序28、議案第51号平成21年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上28件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず初めに、議案第24号ないし議案第28号の以上5件について、土井総務・文教委員長。

●総務・文教委員長土井敏興議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第24号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第25号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第26号美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件、議案第27号美唄市立児童館条例の一部改正の件、及び議案第28号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件の以上5件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月10日委員会を招集して審査いたしました。議案審査における質疑答弁のうち主なものにつきまして申し上げます。

初めに、議案第24号について申し上げます。

福祉業務手当で本務として現業を行う職員または指導監督を行う職員とは、具体的にどのような立場の人を指しているのか。

また、青少年の指導または保護の為、現行に従事する職員の手当が廃止された理由、根拠について。との質疑に対して、生活保護のケースワーカーや障害、高齢者の相談支援業

務に携わる職員ということで規定されている。特殊勤務手当の見直しについては、従来から国の方からも適正な取り扱いをするようにという指導がきている。特殊勤務手当の定義では、著しく危険、あるいは不快、困難で、著しく特殊な勤務といったものを給与上考慮するのが難しく、適当でない場合に手当として支給することとなっている。このため、青少年に関する手当については、制度の趣旨から支給することが適当でないということで廃止をするものである。との答弁。

鳥インフルエンザなどが発症した場合は、全市挙げての防疫作業になるものと思うが、マニュアル策定など、そういったことも想定しているのか。との質疑に対して、制度本来の趣旨として、人事院規則で一定の感染症について分類の指定がされているところであるが、鳥インフルエンザについては対象になっていない。マニュアル等については、今後国の動き等も確認をしながら、他市の対応等を確認してまいりたい。との答弁。

次に、議案第25号について申し上げます。

労働基準法の表現に従って直したということだが、改正の経緯について、また現行の休息時間はどんな扱いになっているのか。との質疑に対して、この度の国の改正に伴い、本年4月までに道内すべての自治体で休息時間を廃止することになっている。この場合、昼休みの時間を1時間確保するのか、45分にするのかで各自治体によって異なっている。ここで限定的に45分という表現だと、1時間にする場合更に条例改正が必要になるという部分もあることから、労働基準法の表現にあらかじめ準拠する表現とした。休息時間は

お昼の12時から12時15分の15分間で、この15分間の位置づけとしては、勤務時間に含まれ、給与の支給の対象となっている。との答弁。

第5条で、勤務時間の中におくその休憩時間は、美唄の場合は6時間を超える場合に当たるのか。

また、これからの運用としてはどんな形で運用されるのか。との質疑に対して、現在正規の勤務時間は7時間45分であるので、6時間を超える場合に当たり、最低でも45分の休憩時間が必要という考え方でいる。従来の休息時間は12時から15分間だが、これについては廃止をするということで、12時15分まで勤務をするというふうに考えている。始業時間と終業時間については、従来どおり8時45分始業、17時15分終業と変更しないで昼休みを45分とするものである。との答弁。

昼休みを15本短縮するに当たり、どんな検討をされたのか。

また、職員団体との協議を踏まえた上で、今回の提案になったと受けとめていいのか。との質疑に対して、職員団体が行った職員のアンケートの結果、始業時間、終業時間を変えないと言う意向が多く、結果として45分とする意見の方が多かった。道内各市の状況を見ても45分にするところが30市、始業もしくは終業時間を伸ばして1時間確保するところが5市程度ということから、45分としたもの。職員団体との協議については、健全化計画の給与の削減問題に相当時間を要し、最終的に決定するまでかなり時間を要したが、一定のやりとりを積み重ねてきた結果という

ふうを考えている。との答弁。

次に、議案第26号について申し上げます。

1週間、2週間休んでも、それは減免の対象にならないのか。あくまでも前月が減免措置対象になるのか。との質疑に対して、月の初日から末日までの全日数にわたって出園しないときということで、1か月間の休みの場合のみ免除するということで表現している。1か月単位で休んだ場合、条例で規定する3つのケースに該当する場合について免除をするという規定になっている。との答弁。

風邪等で、1ないし2週間休んだ場合、減免してほしいという保護者からの声は実際になかったのか。との質疑に対して、保護者からそういったことで減免を申し出られたということはない。基本的な考え方として、1か月単位で保育料を徴収して負担していただくというような流れで教職員等の人件費や施設の管理費等も含め、相応の保育料金ということで設定されるものと思っており、自己の都合や病気等も含めて数日間休むという部分に対して、減免するということについては今後についても保育料の設定の考え方からいくと、そういうことにはならないものと考えている。との答弁。

次に、第27号については質疑はありませんでした。

次に、議案第28号について申し上げます。

3つの児童施設に現在入所している児童数は何名か。

また、中央小学校区の児童施設については、中央幼稚園を児童施設に運用するという話も聞いているが、今後の見通しについてはどうなのか。との質疑に対して、3月5日現在で

東地区は63名、中央小学校区は59名、南美唄小学校区は13名となっている。中央幼稚園の廃止後のあり方ということで、現段階では放課後児童施設としての使用についても教育委員会内部で検討しているというところであり、今後、仮に放課後児童施設として使用するという場合においては、児童が利用しやすい環境整備も合わせて努めていきたい。

との答弁。

結果といたしまして、議案第24号ないし議案第28号の以上5件については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第29号ないし議案第38号の以上10件について、紫藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長紫藤政則議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第29号美唄市医療費助成条例の一部改正の件、議案第30号美唄市共同浴場条例の一部改正の件、議案第31号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件、議案第32号美唄市介護保険条例の一部改正の件、議案第33号指定管理者の指定の件（北美唄営農改善センター）、議案第34号指定管理者の指定の件（豊葦営農改善センター）、議案第35号指定管理者の指定の件（美唄市上美唄北開拓婦人ホーム）、議案第36号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件、議案第37号桂沢水道企業団規約の一部変更の件及び議案第38号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件の以上10件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告

申し上げます。

経過といたしまして、3月10日の1日間、委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、議案第29号の審査における質疑・答弁を申し上げます。

ノーマライゼーションの「害」の関係で、ここ何年間かの間にこういった事項が出てくるが、これは、1度に直すことができないのか。との質疑に対し、この部分については、固有名詞的なもの、国の法律などで定まっているものを除いて、それぞれ市の条例等の改正に合わせて、その都度改正するようなことで考えており、一括してというような考えは今のところたっていない。との答弁がありました。

次に、議案第30号の審査における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

利用を促進するための方法を話し合ったのか。また、部分的なエリアに限られた利用になるかと思うが、周知の特別な広報の仕方みたいなものがあるのか。との質疑に対し、ボイラーの交換や、補正で循環器の取替工事をお願いしている。今まで、循環器の具合がなかなかよくなく、何とかしのぎながら繋いできたという状況にあり、これが取りかえられると、安心して運用できる状況にある。ボイラーも簡単なボイラーに取り替え、資格が必要なくなり、番台で採用している職員が番台と清掃とボイラーとを兼ねてやれるということで、わりと頻繁にボイラー等の面倒も見られる事から、突発的な事故がない限り、休まないで浴場の利用ができる。また、シャワーも4機から男女それぞれ8機に増設をしてきた。住民等への周知方法はそれぞれ連合町

内会を通じ、地域住民に周知をしたのと合わせ4月号のメロディーに掲載をする予定である。との答弁。

次に、今まで月2回の休日しかなかったのが週2回の休日になって、利用者としては十分なのか。との質疑に対し、実際に利用されている方々の都合を聞くことが一番だということで、休みの関係についてもアンケートで聞き、その時に毎週日曜日と、それからもう1日休むとすれば水曜日が一番都合がいいと言う答えの方が多かったので、日曜日と水曜日に休日を設定した。との答弁がありました。

次に、議案第31号の審査における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

事業系ごみとして処理をしている事業者は幾つあるのか。との質疑に対し、100キログラム未満の事業所が297、100キロ以上200キロ未満が103、200キロ以上300キロ未満が43、300キロ以上500キロ未満が31、500キロ以上が53、特別収集の事業所が16ある。との答弁。

自己搬入ごみ手数料を算出する場合の、排出者の負担割合25%の根拠は。との質疑に対し、家庭系ごみの処理経費を25%、事業系ごみの処理経費は30%負担としているが、自己搬入の場合、家庭系か事業系か判断することが極めて難しいことから、負担割合の低い家庭系ごみに合わせ25%で統一する。との答弁。

自己搬入ごみについて、今まで21円だったものが50円になり、倍以上の負担になるが、直接ごみを捨てに行っている人も結構いる。どういう説明をすればよいか。との質疑に対し、家庭ごみを有料化したとき40リッ

トル＝１０キロ換算で８０円、自己搬入は２１円という積算でアンバランスが生じていた。今回、処理経費に対して応分の負担をしていただくと言う考え方で整理をした場合、１０キロ５０円と言う積算になり、自己搬入の場合はガソリン等をかけて持ち込んでいるので家庭ごみよりは安く積算している。本来であれば、家庭ごみ有料化の際に自己搬入ごみについても改正すればよかったが、そこまでの判断がいたらなかったため、今回の事業系ごみの見直しに合わせて自己搬入も見直しをした。との答弁。

次に、協働のまちづくりという観点から、今回の事業系ごみ手数料の改正について、事前に事業者等と協議はなされたのか。との質疑に対し、財政健全化計画の説明の中で項目として掲げられているだけで、具体的な協議は現段階では行っていない。今後、内容的に固まったら事業者向けの説明会を開催してご理解をいただいきたいとの答弁。

次に、今回の値上げに関しては、市民の方々もなぜ値上げをするかは十分承知はしていると思うが、内容が固まってから説明会を行うようなことであれば、いろんな要望などが反映されないことにつながると思う。こういった問題は、関係団体などとじっくり協議をしてから、手数料の改定を行うことが本来の筋ではないか。との質疑に対し、改定に向けてどのような形がいいのか内部で議論をし、家庭ごみ有料化の際に意見等を取り組む組織を立ち上げ、家庭ごみ有料化を図ってきた経緯があり、今回も同様のやり方をしたほうがいいのか検討をしたが、いろいろな判断から、値上げと言うことになると、いろいろな考え

方の方がいることから、市の考え方をきちんと打ち出し、議決をいただいた後、関係団体等と説明会の持ち方を十分協議し、理解をしていただけるような形にすることを選択した。今後、市民負担が新たに発生するものなどについては、市民の方々の意見を十分踏まえた上で、議会に提案するのが一番望ましく、協働のまちづくりを推進する上でも必要なことだと考えていることから、今後、指摘の点を十分踏まえて対応していきたい。との答弁がありました。

次に、議案第３２号の審査における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

地域密着型介護老人福祉施設の１８床新設の具体的な内容は。との質疑に対し、恵和会泰康の特養が現在共練で実施されているが、そのサテライトとして空知中央卸売市場の南側に高齢者専用住宅としてスタートした建物を使い、地域密着型、いわゆる美唄の方しか入れない特別養護老人ホームを開設したいという要望があり、そこに開設ということを考えている。との答弁。

次に、従事者の処遇改善基金について、２３年までの３ヵ年と言うことで残ったものは国庫に返すことになっているが、３年目にどの程度の推計になっているか。との質疑に対し、処遇改善基金については３年間平準化して月額５４円ずつ使わせていただくことにしており、５４円を引き去ると言う金額が決まれば残らないと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第３３号ないし議案第３６号の審査において質疑はありませんでした。

次に、議案第３７号の審査における質疑・

答弁を申し上げます。

財政緊縮化ということをうたっているが、なぜ減らすか詳しく説明してほしい。との質疑に対し、現在の桂沢議会の議員の中で議員定数については協議を進めており、施行については23年からと言うことで進めているということで聞いている。との答弁がありました。

次に、議案第38号の審査において質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第29号ないし31号、議案第33号ないし議案第38号、の以上9件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号につきましてはご異議がありましたので、起立・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、議案第31号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件につきまして、市長に以下のとおりご要望申し上げます。

美唄市まちづくり基本条例第8章参画と協働の項には、条例の改廃等、重要な施策決定過程に参加する権利が市民にあり、執行機関は市民参加の機会を保障する義務があることを定めています。

議案第31号は、事業系ごみ手数料と一般廃棄物最終処分場に自己搬入する手数料などを引き上げる内容であり、事業者や市民に広く負担増を求める重要な条例の改廃に該当します。当委員会の審査の過程で負担増を強いられる事業者や市民に対し、十分な事前説明がなされていないとの意見が多く出されました。つまり、前述した市民参加プロセスを欠

いた提案であるとの指摘です。市長はこの指摘を重く受け止め、今後の行政執行に当たり、次の点について留意されるよう強く要望いたします。

記1、美唄市まちづくり基本条例第8章、参画と協働の定めを遵守すること。

2、議案第31号の施行に当たっては、事前に事業者や市民の理解を得られるよう、十分かつ丁寧な対応に努め、市民への説明責任を果たすこと。

以上、本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第39号ないし議案第51号の以上13件について、土井予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長土井敏興議員（登壇）
ただいま議題となりました、議案第39号平成20年度美唄市一般会計補正予算(第7号)、議案第40号平成20年度美唄市介護保険会計補正予算(第4号)、議案第41号平成21年度美唄市一般会計予算、議案第42号平成21年度美唄市民バス会計予算、議案第43号平成21年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第44号平成21年度美唄市老人保健会計予算、議案第45号平成21年度美唄市下水道会計予算、議案第46号平成21年度美唄市介護保険会計予算、議案第47号平成21年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第48号平成21年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第49号平成21年度市立美唄病院事業会計予算、議案第50号平成21年度美唄市水道事業会計予算、及び、議案第51号平成21年

度美唄市工業用水道事業会計予算の以上13件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日ないし13日、3月16日ないし18日の6日間、委員会を招集して審査をいたしました。

まず初めに、議案第40号平成20年度美唄市介護保険会計補正予算（第4号）に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、認知症グループホームの利用者増により、給付費が不足することによる今回の補正という説明だが、給付費の積算基礎の内訳は。との質疑に対し、年間の稼働率6.7人で見えていたものが、8.6人となり、1.9人の増により金額として567万の増、また、介護度の重症化により加算がかかり、他の2つの施設の12か月分と5.3か月分の費用。との答弁。

次に、制度の改正により、退所の1番の要素、ケースはどのようなものがあるのか。との質疑に対し、基本的に、認知症を抱えている高齢者が在宅に戻るということは無理だと考えており、入院、又は、他施設に施設代え等のケースが主と考えている。との答弁がありました。

次に、議案第41号平成21年度美唄市一般会計予算に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

第1款議会費、第2款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、ゼロ予算について、市民ニーズの受け止め方、事業の採択の仕方について。と

の質疑に対し、事業の設定の仕方については、各担当課から市民サービスにつながるような取り組みが出来ないかという発想の中でアイデアを募り、これを具体的に組上げたものを地域力活用事業として設定している。

また、市民の皆さんもいろいろなアイデアがあると思うが、市長への提言制度として、受けたアイデアについては、予算事業として取り組むか、ゼロ予算事業として取り組むかは、これまでも検討してきている。との答弁。

次に、基金を積む場合の基準は何か、その考え方について。との質疑に対し、基金の積み立てについては、それぞれ条例に基づいて予算を通して積むものであり、財政調整基金については実質収支の2分の1を下回らない額や、財政的に余裕がある場合に積み立てる形のもの。減債基金については、将来の公債費に充当するために積み立てるもの等、特定目的基金については制度的に積み立てるもの、さらには市民からの寄附金を元に積み立てるもの。農業振興基金については、農協等と連携して積み立てるもの、基金ではないが備荒資金組合の納付金等、予算を通して積み立てることとなっている。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、民生費で扱う事業で、介護保険会計で扱う事業の関わり、区分け等があるのか。との質疑に対し、介護保険は基本的に65歳以上を対象としており、40歳以上から64歳までは、16の病気を原因とする部分に限定され、それ以外については障害者自立支援法で対応する内容となっている。との答弁。

次に、生活保護費に係る、交付税の基準財政需要額はどのように算出しているのか。との質疑に対し、交付税の基準財政需要額については、総事業費から特定財源を引いた残りに、関係職員費を足すと3億6,000万円程度となり、平成20年度については、3億5,900万円程度の算出となっており、100万円程度の持ち出しとなっている。との答弁。

次に、妊産婦健康増進事業の内容と、出産数について。

また、補助が無くなったときの考え方について。との質疑に対し、事業については、妊産婦健康診査に関わる費用が1,242万5,000円、母子健康手帳の交付で2万6,000円という内訳となっており、出生数については、17年度が175人、18年度が163人、19年度が154人という状況である。

また、今後については、今回の拡充に伴う趣旨等を踏まえ、継続していきたいと考えており、国の財政的な手当等について、今後、要望していきたい。との答弁。

次に、一般廃棄物収集運搬に係る委託について、従来から1社随契の形をとってきているが、本年度から財政健全化計画が推進されるにあたり、少しでも経費を下げられるよう努力をしなければならないと考えるが、1社随契だと、契約金額が適正かどうかの判断も出来ないことから、入札方式にした方が良いのではないかと。との質疑に対し、近隣の自治体あるいは他市町村では、3年に1回入札を実施、複数業者で地区を分けて入札しているなど、いろいろな話を聞いており、美唄市の

場合、1社の持つ車両、人員といったものが、ごみの量的に充足されていると考えており、その辺は慎重に考えて検討している。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、緊急雇用対策事業費に組まれている3事業について、具体的にどのように運営していこうとしているのか。との質疑に対し、防風林環境整備事業については、市内における防風林内の下草、枝払いを行い、農産物の品質向上を図ることを狙いとして実施しようとするものであり、平成21年度から平成23年度までの3年間の事業期間で、開発地区から順次、南側へ向けて整備するものであり、新規雇用として8名を予定している。

企業情報データベース化事業については、市内における企業・事業所の実態把握をするための台帳を作成し、それぞれの事業所等における課題等を把握するための情報整理をして、一元化を図ることを目的とするものであり、新規雇用として、臨時職員3名を採用する予定となっている。

郷土史料館資料データベース化事業については、現在、史料館で収蔵している図書・映像・その他もろもろの資料は、紙ベースで管理しており、既に図書館がデータベース化を実施していることから、それを活用し資料のデータベース化を図り、検索・閲覧等の問い合わせに早急な対応ができることから、地域文化の振興を図ることを目的として実施しようとするもので、新規雇用として、臨時職員3名の採用を予定している。との答弁。

次に、グリーンツーリズムに関わる考え方について。との質疑に対し、これまで、農家の協力のもとで、修学旅行生を主体とした受け入れを実施し、市は事務局を担当していたが、21年度からは、予算は無いものの、基本的な活動内容は変わらず、地域ICT事業の中に含めた中で、情報の一環として支援を行なっていく。との答弁。

次に、食の駅調査検討事業について、これまでの4年間は何をやってきたのか。断念したのか、あるいは継続するのか。あいまいと思うが、市長が掲げてきた、食の駅構想は白紙になって、仕切り直しをして進めようとしているのか。

また、関連する予算は計上されているのか。との質疑に対し、これまでの施設の建設や歩道橋の整備といったハード中心の考え方から、ソフト中心の食の駅ということで、アンテナショップ的なもの、食にこだわった大きな視点で取り組みを進め、食の駅基本構想案を示した中で市民に説明し、これについては慎重に検討したい。また、関連する予算は平成21年度予算には含まれていない。との答弁。

次に、国営換地計画従前地調査等受託事業について。この事業のメリット・デメリットについて。との質疑に対し、メリットとして、労働力や施設の維持管理経費の節減、生産コストの縮減、良食味米の安定生産や、収量及び品質向上、消費者ニーズに合った、安心・安全な農産物の生産に効果が期待でき、広範囲な流動化が図られる。デメリットとして、工事期間が長期間にわたるため、整備に対する全体的な統一性を図ることに時間がかかる。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、まちなか交流広場整備事業について、駐車場を有料化する場合の位置づけ、また、設置目的を明らかにしてから事業をスタートさせるべきと思うが、その考え方について。との質疑に対し、行政目的を作るという観点から、条例設置は当然必要と考え、現在、まちなか交流広場という仮称での設置条例を制定する予定となっており、無料の駐車スペースを確保し、それ以外を多目的広場として位置づける条例の構成としたい。との答弁。

次に、交流人口を増やしていくための考え方について。との質疑に対し、ゼロ予算である「地域まるごとブランド化推進事業」の中で、モニターツアーを実施し、美唄には、今まで気づかなかった部分がたくさんあり、魅力あるウォーキングコースなどを再発見し、地域をまるごとブランド化していこうという事業を考えていることから、これらは、全て交流人口を増やしていく事業につながっていくものと考えている。との答弁。

次に、住宅改修促進事業について、20年度の利用件数が当初予定よりも随分低かったが、PR不足だったのか、それとも利用の要件が厳しかったのか、結果についてどのように分析しているのか。との質疑に対し、PRについては、市の広報紙メロディに6月と9月の2回掲載し、ホームページのトップに11月まで掲載を行なった。

また、建設関係団体への周知は、美唄建設業協会、設備協会、建具工業組合、美唄建築士会、市内の建築設計事務所並びに、建築確

認申請に来庁した建築関係等に直接PRを行ったところであり、事業の初年度ということもあって、情報が若干行き届かなかった部分があるかと考えている。

条件については、バリアフリーに特化した部分があり、若干利用しにくかった部分があったのではないかと考えている。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、消防水利整備事業について、全域的な消火栓の設置箇所数、新規に設置しなければならない消火栓がどの程度あるのか。

また、1度新設したものについて、対応年数等、更新時期はあるのか。との質疑に対し、21年度に新規設置する消火栓として、西美唄地区においては、20年度に引き続き、峰樺線の水道管敷設工事に伴い設置するもので、茶志内地区においては、国道の拡幅工事により移設更新するものである。市内には428本の消火栓が設置されており、日常の機能点検により、部品破損等、供給がない場合において更新を考えている。との答弁。

次に、グリーン・ルネサンス推進事業の具体的な事業内容について。との質疑に対し、美唄市の基幹産業である農業の持つ教育的価値観に着目しながら、調査研究を進めていく内容と、宮島沼の自然の神秘さや多様性、人と自然との関わりの中から、生命の大切さなどを体験し、生きる力に結び付けていくことの2本柱により、この事業を実施しようとするものであり、進めるに当たっては、総合的な学習時間を活用して、学校や教師、地域の

農業者の方々に中心的、指導的な役割を担っていただき、今日の教育課題の解決に結びつけていく視点で進めようとするものである。との答弁。

次に、就学援助事業について、美唄市の比率、他との位置付けはどのようになっているのか、その要因分析と、保護者に対する制度の周知方法は。との質疑に対し、平成19年5月1日現在、全道で調査したデータでは、旭川市の24.4の認定援助率を筆頭に、美唄市は全道で10番目の20.2という認定援助率となっている。

美唄市の援助率は決して低くはないと認識しており、就学援助の流れについては、2月から新年度が始まるまで、ある程度の受付し、4月以降の就学援助がスムーズに行なえるよう取り組みを進めているところである。

また、保護者への周知方法として、新入学児童については、就学時検診や新入生説明会の場面を活用し、在校生については、1月下旬頃から各学校にお願いし、翌年の受付申し込みに関する案内を、子ども達を通じて配布させていただいている。また、広報紙メロディにも掲載しながら、制度の周知を行なっている。との答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費から第15款予備費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、職員費について、諸費に係る嘱託、臨時職員の給与の積算基礎はどのようになっているのか。との質疑に対し、嘱託職員については、さまざまな職種があり、職種ごと、あるいは資格、業務の内容、勤務時間数といったものを、民間の給与水準も加味しながら

決定しており、21年度予算の中で、恵風園・恵祥園の介護員・支援員、保育師など、民間給与の水準等の状況を踏まえるなど、一部増額改定したところである。

また、臨時職員については、嘱託職員の月額給与を基礎として、月額または時給に割り返して、嘱託職員と同程度となるような水準で決定している。との答弁がありました。

次に、諸支出金について、清算法人振興公社の債務は償還年次表どおり、平成25年度で終了する見通しを立てているのか、財政健全化計画上にそれがカウントされているのか。

また、土地開発公社について、特別損失額に対する現時点での考え方、将来負担額の6億9,800万は何を指すのか、これら債務の実態等がわかるものとして、工夫ができないか。との質疑に対し、振興公社の債務については、平成25年度まで計画どおり償還する予定となっており、財政健全化計画で見込んでいる。

土地開発公社については、簿価と時価の差が4億4,349万2,000円あり、21年度から24年度まで各年1,000万、25年度から33年度まで各年4,000万、34年度は4,349万2,000円の補てん金を組んでおり、健全化計画では27年度までの分を計上している。

また、将来負担額として、土地開発公社全体の負債総額から、実際に持っている現金預金、土地の取得価格及び時価の評価額を合わせ、引いたものとなっている。

また、これらの状況については、今後、市民の皆様に理解いただけるように工夫したい。との答弁がありました。

次に、議案第43号平成21年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

初めに、国民健康保険税が増額となっている理由について。との質疑に対し、一般分については、人数は20年度よりも若干減るものと見込んで積算したが、所得の増加により650万程度の増と見込んでいる。

また、退職分については、被保険者が約85名増加すると見込んで積算したことによる増である。との答弁。

次に、国保税のアップについて、どのように検討し、どの時期に結論を出そうとしているのか、国保財政の今後の考え方について。との質疑に対し、国保税の改定については、支払い準備基金の有効活用により、先送りしてきたが、基金残高が1億を切るような状況となったため、国民皆保険制度として維持していくためにも、平成21年度中に税率の引き上げについて、国保の運営協議会とも十分協議をし、平成22年度課税分から国保税の引き上げ実施など、早ければ、本年12月の定例会、または明年3月の定例会に、条例改正案という形で考えている。との答弁がありました。

次に、議案第49号平成21年度市立美唄病院事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

透析患者の労災からの受け入れ状況について、人的、施設整備を含めた体制ができているのか、また、院内トピックスについては、継続できる体制をつくる必要があるのではないかと考えるが、人事配置をする側の考え方について。との質疑に対し、3月10日過ぎに

透析の医療器械等の整備が終了し、次の週から労災の患者が市立に転院してきている。3月23日まで全ての患者が転院する予定となっている。人数については、当初12名を予定していたが、最終的には11名となっている。

また、院内トピックスについては、市民に信頼される病院として、院内の情報をトピックスにして出すという必要性は十分感じており、その体制においても、市立病院がこれからの地域医療を担う病院として、継続できるような体制づくりに努めたい。との答弁がありました。

次に、議案第50号平成21年度美唄市水道事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

水道料金の考え方について、過去の値上げの-spanから見て、今後の値上げについて心配しなくてもいいのか。との質疑に対し、過去の水道料金の改定は、約20年くらい前にあったと記憶しており、平成20年度末時点では、2億1,800万程度の資金剰余があることから、現時点では順調な経営状況であると判断している。今後、人口減や経済状況の変化などで、経営状況は厳しくなると想定しており、現在進めている財政健全化計画では平成24年度に不良債務が発生すると思われることから、時期的には24年度に料金改定が必要になってくるものと考えている。

いずれにしても、料金改定は、市民負担を強いることになるため、更なる事務事業の見直し、経費の節減に努めたい。との答弁がありました。

次に、議案第41号から議案第51号に係

る総括質疑について申し上げます。

初めに、道営住宅取得事業について、取得理由と取得費の根拠、また、美の里団地の事業主体変更後、市営住宅としての管理の見通しについて。との質疑に対し、本市の市街地及びその周辺には市営住宅がないことから、道営美の里団地を取得し、今後における市営住宅の再編等に伴う高齢者の住みかえ先として有効活用を図っていくこととしている。取得費の積算内訳については、事業主体変更における算出方法は、平成8年8月30日付建設省より定められており、建設に要した費用から家賃として徴収した相当額を控除することとなっている。建物の取得額については4棟32戸で、4,090万7,000円に消費税相当額の204万5,000円を加えた4,295万2,000円が建物の譲渡額となり、土地については、面積5,763平方メートル、取得額6,728万3,000円、建物と用地の譲渡額を合わせた1億1,023万5,000円から平成20年度、平成21年度の家賃等収入見込み額604万7,000円を控除し、全体の譲渡額を1億0,418万8,000円と積算している。

取得後の収支見通しについて、支出については、取得費用が1億0,418万8,000円、管理費として、16年間の管理を前提とした場合、一般修繕費に1,756万7,000円、計画修繕に2,711万円、管理職員費用に1,566万3,000円、合計6,034万円が見込まれ、取得費及び管理費の全体として1億6,452万8,000円を見込んでいる。収入については、家賃収入として1億1,986万7,000円のほ

か、固定資産税に相当する額として、3,726万7,000円、合計1億5,713万4,000円を見込み、収入支出を総合すると、支出が739万4,000円多くなると考えている。

今後も北海道に対し、取得費用の軽減について要望していきたい。との答弁。

次に、予算編成方法等の見直しについて、予算の編成方法、予算に対する議会提案のあり方、予算を含めた市民への財務情報の提供のあり方について。との質疑に対し、

予算編成と総合計画との連動については、これまで本市の財政状況や地域経済の状況、国や道の動向など、さまざまな要素を勘案すると共に、本市の総合計画である、美唄21世紀まちづくりプランの基本計画に基づき、重点施策や予算編成方針等を定め、予算編成作業を行なっており、実施計画の策定は、平成21年度から次期総合計画の策定作業に着手し、基本計画の実効性をより高めるための進行管理のあり方との関連を含め、今後の策定作業の中で、その必要性などを十分検討したいと考えている。

また、優先順位の決定過程については、施策や事務事業については、美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画に基づき予算編成を行っており、新規事業に関し、事前評価を行った上で予算査定を実施しており、事前評価の中で、市民ニーズや施策への貢献度、緊急性、効率性、有効性などを総合的に評価し、これをもとに予算査定において、財源や予算全体のバランスなどを勘案し、事務事業の必要性や優先度を判断している。事前評価表は、これまでも市のホームページで公表しており、

今後も事務事業の決定過程に関する透明性の確保に努めたい。

予算書と決算書が連動する事業別予算システムの導入については、決算書は報告資料とし、事業の実施状況を掲載しており、今後、予算書についても、事業内容や活動予定量など、わかる説明資料を作成していきたい。

新規事業の事務事業評価表を予算説明資料とすることについては、新規予算要望があった事業について、事務事業事前評価表をホームページで公表しており、今後、予算の提案に当たっての説明資料として提出したい。

わかりやすい予算書の工夫と公開については、市民の理解や協力を得ながら、協働のまちづくりを効果的に進めていくためにも、予算書の作成に当たっては、よりわかりやすいものとするよう、先進事例等を参考にしながら改善に努め、市民への公表の方法についても、さらに工夫したい。との答弁。

次に、グリーン・ルネサンス推進事業について、青少年育成基金を活用し、特定財源とすることについて。との質疑に対し、青少年育成基金を活用し、特定財源とすることについては、今後、予算の執行に当たり、これは、青少年育成基金運営委員会でのご意見や、議会の議論を踏まえ、基金の目的や運用に当たってのルールに沿ったものとなるよう、留意したいと考えている。との答弁がありました。

なお、議案第39号平成20年度美唄市一般会計補正予算（第7号）、議案第42号平成21年度美唄市民バス会計予算、議案第44号平成21年度美唄市老人保健会計予算、議案第45号平成21年度美唄市下水道会計予算、議案第46号平成21年度美唄市介護保

険会計予算、議案第４７号平成２１年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第４８号平成２１年度美唄市後期高齢者医療会計予算、及び、議案第５１号平成２１年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上８件については質疑がありませんでした。

結果といたしまして、議案第３９号及び議案第４０号、議案第４２号、議案第４５号ないし議案第５１号の以上１０件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第４１号、議案第４３号及び議案第４４号の以上３件については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 これより議案第２４号ないし議案第２８号の以上５件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第２４号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件ないし議**

案第２８号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件の以上５件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第２９号ないし議案第３１号の以上３件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第２９号美唄市医療費助成条例の一部改正の件ないし議案第３１号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件**の以上３件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第３２号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

１番、吉岡文子議員。

●１番吉岡文子議員 （登壇）ただいま議題となりました議案第３２号美唄市介護保険条例の一部改正の件につきまして、日本共産党議員団を代表して、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

今回の改正は美唄市の介護保険料を引き上

げ、従前は1カ月3,600円だった保険料を450円引き上げ、4,050円にしようとするものです。美唄市においては、介護保険料は導入時には3,025円、その後3,200円、3,600円と相次いで引き上げられてきました。高齢者の多くは年金生活を送られているはずですが、年金は引き下げられるばかりなのに、生活全般に渡り諸経費は上がりつつ、美唄市は新年度から財政再建計画ということで、市民負担も増加する。その上、介護保険料までかという高齢者の嘆きが聞こえてくるようです。だれもが安心して公的介護を受けられる制度を確立し、深刻な家族介護の現状を改善することは緊急で切実な願いです。

しかしながら、介護保険には保険料は制度だからといわば強制的に天引きされていくのに、いざという時に利用しようとなると頼りにならない制度だと、その存在意義を疑問に思う声が強まっています。その原因には2005年に自民党、公明党、民主党まで賛成した介護保険法の改悪があります。

第1には、施設利用の際の負担増です。特養ホーム、ショートステイ、デイサービスなどの食費、居住費などは対象外とされ、全額自己負担、すなわち値上げとなりました。

第2には、給付の抑制です。介護保険を利用するには市の調査を受け、要介護度の認定を受けることが必要です。以前から介護を必要とする実態が要介護度に反映されにくい、利用料が高い、利用限度額が低過ぎるなど、介護保険では在宅の生活は厳しいと言われてきました。05年の改悪が受けられる介護をさらに厳しく制限し、一層深刻な事態を広げ

ました。

本市においては、平成19年と20年度を比べると、高齢者人口は23人の増加、前期高齢者は93人の減、後期高齢者は96人の増、高齢化率も0.8%増となっています。認定率にはほとんど変化は見られませんが、要介護5に関しては19人の増となっており、介護の重度化が危惧されます。また、特別養護老人ホームの待機者の増加も100人を超える事態となっています。

2005年の介護保険法の改悪は、小泉政権の下新自由主義の考え方が背景に存在しており、福祉政策は怠け者を生み出すので、最小限の福祉でよいとか、福祉にも至上主義が徹底されるべきだとの考えで社会保障関連の予算が減らされてきましたが、解決の鍵は何といっても国庫負担の引き上げにあると考えます。軍事費やむだを削り、大企業や大資本家に応分の負担を求め、社会保障を充実する政治への転換が国庫負担引き上げ実現の最大の保障です。介護保険の国庫負担を引き上げるとは、全国市長会、全国町村会も要求しています。もちろん桜井市長におかれましても、市長会において要求されていることと思いますが、ぜひその先頭に立って声を大きく上げていただきたいと思います。

北海道の中富良野町は、一般会計からの繰出金を活用し、介護保険料の町民負担を軽減することにしたということが新聞報道されておりました。美唄市においては出来なくて、中富良野町ではできた。この施策の違いの背景にあるのは一体何なのか、新聞記事を読みながら深く考えました。結局、首長の市民生活、町民生活への配慮ではないかと思います。

福祉の心があるかないかが、今回の介護保険料の引き上げに表れていると言っても過言ではないはずです。

桜井市長におかれましては、美唄市が財政健全化のもと困難にあるということは理解しつつも、市内の高齢者の生活をつぶさに見つめ、高齢者の不安な将来を思う気持ちを考慮に入れ、介護保険料の引き上げをやめるべきであると考えます。

以上反対討論を終わります。

●林 国夫議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 3 2 号美唄市介護保険条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 3 3 号ないし議案第 3 8 号の以上 6 件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 3 3 号指定管理者の指定の件ないし議案第 3 8 号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件**の以上 6 件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 3 9 号及び議案第 4 0 号の以上 2 件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、**議案第 3 9 号平成 2 0 年度美唄市一般会計補正予算(第 7 号)及び議案第 4 0 号平成 2 0 年度美唄市介護保険会計補正予算(第 4 号)**の以上 2 件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 4 1 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、長谷川吉春議員。

●7 番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第 4 1 号平成 2 1 年度美唄市一般会計予算に対し、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成21年度政府予算は、深刻な景気悪化から国民の暮らしを守るものとは程遠いものでありました。

また、その後出された補正予算も国民の生活不安の解消を目指すという宣伝とは裏腹に、選挙目当ての給付金や大量解雇を前提とした雇用対策など、生活をなおざりにする一方で、大企業、大銀行には手厚い応援をしているのが大きな特徴であります。

2月16日に発表されたGDP国内総生産速報によると、昨年10月から12月期の実質成長率は、年率換算でマイナス12.7%となりました。輸出は過去最大の落ち込みとなり、輸出との連動を強めている設備投資がマイナス、雇用と所得の悪化で家計消費も減少しています。同じ時期のアメリカの実質成長率は3.8%の減、ヨーロッパは5.7%の減で、日本経済の落ち込みの激しさは欧米を大きく上回っています。異常な外受頼みが破綻し、家計を中心にした国内需要も総崩れとなっていることが日本の景気悪化を深刻にしています。構造改革で、暮らしの基盤をボロボロに壊してきた自公政府の責任は極めて重大です。

自公政府は、財界の戦略に従って労働法制を連続して規制緩和し、不安定で劣悪な雇用を蔓延させてきました。大企業の公的負担を一層軽減する為に、税制と社会保障の改悪で国民に年額13兆円もの負担増を押し付けています。幾ら働いてもまともに暮らせないワ

ーキングプア、とりわけ子どもの貧困は切実な社会問題です。また、巨額の内部保留をため込んでいる大企業がその数%を使うことで防ぐことのできるにもかかわらず、大量の派遣切りを行い、十数万人の労働者を路頭に放り出し、景気悪化に拍車をかけています。

こうした国内情勢の中で組まれた平成21年度美唄市一般会計予算であります。厳しい財政状況の中で予算編成に当たった関係職員の並々ならない御労苦に対し、改めて敬意を表するものであります。平成21年度一般会計予算は、歳入歳出の総額は170億9,560万7,000円で、前年比10億1,980万6,000円の増となっております。国営農業用水再編対策事業の繰り上げ償還13億7,694万6,000円を差し引くと、実質的な歳入歳出は157億1,866万1,000円となり、前年比3億5,700万円余のマイナスという厳しい内容となっております。平成21年度予算は、美唄市財政健全化計画の初年度ということで、各分野で厳しい歳出の削減が行われ、市民負担があらゆる分野に跳ね返り、一層厳しい市民生活を余儀なくされる内容となっております。

一方、市の職員にとっては給与を削減された上、少ない人員の中でこれまで他に委託されていた作業までしなければならないこともあって、体調を崩す職員も少なくありません。

政府の補正予算の関連で地域活性化生活対策臨時交付金や、緊急雇用創出事業で一定の雇用創出や事業の限界はありますが、それ以外では、多くの事業の予算が削減されています。国による早期健全化団体の指定は避けなければならないことは当然であります。余

りにも市民負担の大きい平成21年度一般会計予算であります。市の財政危機の最大の要因は、構造改革の名のもとに地方を切り捨ててきた国にあることは明らかであります。本市の財政危機の大きな要因となっている市立美唄病院の23億円の赤字も病院関係の交付金や診療報酬の削減、医師不足と医療費の値上げによる患者数の減少が病院の赤字の大半を占めています。本予算の執行は、結果として国の構造改革の名のもとに進められている地方切り捨ての政策を認めるものであり、容認できるものではありません。国に対し国民生活重視、地方重視の政治に切りかえるよう強く求めることが必要です。市長は、国による国民生活破壊から市民の生活を守る防波堤の役割を果たすことを、多くの市民が期待しています。

最後になりますが、市民は美唄市が早期健全化団体に指定されないためにも、様々な負担にも我慢をしながら、市に協力しようとしています。財政健全化計画の実現には市長と市民の全面的な信頼関係の確立が不可欠であります。その信頼関係の確立のため最大の努力を期待するものであります。

以上、討論を終わります。

●議長林 国夫君 5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員（登壇） ただいま議題となりました議案第41号平成21年度美唄市一般会計予算につきまして、私は委員長報告に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

以下、その理由につきまして申し上げます。

今日100年に1度と言われる世界的な金

融経済危機の中、我が国の経済状況も著しく悪化しており、本市の暮らしや経済への影響が懸念されるところであります。こうした中、国においては、雇用など国民生活の安定を最優先課題として取り組んでおり、本市においても、国の対策に呼応し、地域の実情に即した雇用や地域経済活性化に向けた取り組みを進めることが求められております。

平成21年度の予算編成は、これらに適切に対応しつつ、美唄市財政健全化計画に基づき、歳入の確保や、歳出の抑制を図るほか、美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画における福祉、環境、交流及び経済振興の4つの重点施策を中心に国の2次補正予算も有効に活用し、安全・安心な暮らしの確保と地域経済の活性化に向けて必要な事業の選択と集中に、努力、工夫をされたものと受けとめており、関係者のご苦勞に敬意を表するところであります。結果として一般会計予算、総額170億9,560万7,000円を確保され、財政の健全化、活力あふれるまちづくり、自立と協働のまちづくりの推進など、本市のさまざまな課題の解決、真正面から取り組まれる姿勢を評価するものであります。

また、本市の重要課題である市立病院の経営改善については、市立美唄病院改革プランに基づき、市内で唯一の救急告知病院として美唄市医師会の協力を得ながら、市内の救急医療体制を確保すると共に、人口透析患者の受け入れ体制などの充実、市民の生命、健康を守る公立病院としての役割を發揮していただくほか、医師の確保と経営の効率化に全力を挙げていただくことを期待するものでございます。

次に、市政執行方針主要政策の5つの柱に従って特徴的な事業について申し上げますと、第1に、やさしさと健康のまちづくりについては、子育てを地域で支える仕組みづくりを積極的に推進されるほか、子育て支援策として妊産婦健康増進事業をはじめ、放課後児童対策事業や市立幼稚園就園奨励事業など充実をされております。

第2に、快適なくらしを実現するまちづくりにつきましては、計画的な道路交通網の整備や、生活関連道路の整備に取り組まれるほか、市営住宅の火災警報器設置や、地上デジタル放送受信施設への改修などを行なう公営住宅改善事業及び街中居住に向けた道営住宅の建設推進、また、民間住宅のバリアフリー化などの改修に対して支援する住宅改修促進助成事業の拡充を図るなど、快適な生活環境づくりへの取り組み等が挙げられます。

第3に、人と自然が調和したまちづくりにつきましては、環境型社会づくり等美しいまちづくりを目指した環境基本計画の策定に取り組むほか、国の自然再生事業と連携した宮島沼自然環境保全基礎調査事業による保護区内の基礎的調査や、宮島沼水鳥湿地センターを拠点とした環境学習の充実、また、新しいごみ処理のシステムのあり方の調査検討に取り組まれます。

第4に、豊かで活力ある産業が広がるまちづくりについては、農業においては、農村地域の自然環境などを保全し、農村づくりを進める農地・水環境保全向上対策事業の拡充、また、農産物や特産物、観光情報などの郷土ポータルサイトを構築し、美唄の知名度の向上や農業・商工業の振興や観光交流の推進を

図る地域ICT利活用モデル構築事業の取り組み、さらには農産物や食によりまちの活性化を図る食にこだわったまちづくり推進事業が挙げられます。商工業については、中心市街地活性化に向けた街中交流広場整備事業やプレミアム商品券の発行を支援し、市内消費の拡大により、地域経済の活性化を図る市内消費拡大推進事業を実施するほか、情報関連企業の立地推進や産学官の連携による新製品、新技術の開発支援、利雪技術の普及促進などに取り組み、地域産業の活性化を図ることとしております。また、雇用については、市内の厳しい雇用状況を踏まえ、これまでの就業支援に加え国の緊急雇用創出事業を活用した企業情報データベース化事業など3つの事業に取り組むこととしております。

5つ目に、文化と交流のまちづくりにおいて教育では、地域の教育力を積極的に活用する取り組みとして、生きる力の育成を図るため農業の教育的効果に着目した調査研究に取り組むほか、ボランティアなどにより地域で学校を支援する学校支援地域本部事業などが新たに取り組まれます。今後さらに学校、家庭、地域社会が一体となった教育体制の推進に努められることを期待するところであります。

また、アルテピアッツァ美唄や宮島沼、農産物や加工食品などの多様な地域資源のブランド化を進めるほか、魅力ある地域資源の情報発信に努めることにより、多様な交流の展開が期待されるところであります。

最後に、本市を取り巻く環境は、地域医療や経済・雇用・財政など厳しい現実と直面しておりますが、ピンチをチャンスに変える為

市民からの幅広い意見や知恵を集結すると共に、本市が有する人材やあらゆる地域資源を活用し、市民との協働により元気の出るまちづくり、安全・安心に暮らすことができる豊かなまちづくりに全力で取り組まれることを強くご期待を申し上げるものであります。

何とぞ議員の皆さん方におかれましては、議案第41号平成21年度美唄市一般会計予算にご賛同いただきますようお願い申し上げます、私の賛成討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、**議案第41号平成21年度美唄市一般会計予算**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第42号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第42号平成21年度美唄市民バス会計予算**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案43号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第43号平成21年度美唄市国民健康保険会計予算に対しまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成21年度の美唄市国民健康保険会計は、歳入歳出の総額は38億6,157万3,000円となっており、前年比では1億6,282万3,000円の増となっています。しかし、これは支払い準備基金を1億9,852万円を繰り入れたものであり、厳しい国保会計であることのあらわれでもあります。歳入では、国保加入者の所得増や給付費にかかわる国からの交付金の増額などがあり、歳出では、保険給付費の増額が大きな要因となっています。国保加入者がそれほど増加していないことから見て、これは1人当たりの医療費が増加していること、市民の医療費負担が増えていることを伺わせるものであります。

本市においては、後期高齢者を別にしても約40%の世帯が国民健康保険に加入してい

ますが、その多くは低所得世帯であり、医療費の負担、国保税の負担が市民生活に大きく影響し、滞納者も増えています。国保税の滞納者には資格証が発行されていますが、本市の場合他の近隣市町から見て飛び抜けて発行者の比率が高く、そのために病院に行きたくても保険証がないため病院に行かず、病状が重くなったという人もいます。本市では、昨年12月から満18歳までの子供にも緊急的な対応として3カ月の短期証を交付するという一定の改善がされていますが、まだまだ不十分です。

今、全国的には保険証がないため病院に行かず手おくれになる人が急激に増え、そのことから参議院に於いて、日本共産党の小池晃議員がその実態を明らかにして、政府の対応を質問し、それに対しての対応を閣議決定し、特別な事情に準ずる処置として、年齢に関係なく短期証を発行し、病院にかかれるようにしました。本市においても4月から実施とのことでそれなりの改善はされてきましたが、資格証の発行率が異常に高いことは改善しなければならぬものであります。

本会計の予算執行は結果として国の医療制度改悪の内容であり、認め堅いものであります。市長は市民の生活にしっかりと目を向け、市民生活を守る為に国に対し医療制度の抜本的な改善を強く要望することを期待して、討論を終わります。

●議長林 国夫君 10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました議案第43号平成21年度美唄市国民健康保険会計予算につきまして、討論に参加いたします。

結論から申し上げます、私の立場は原案に賛成であります。

以下、その理由と若干の要望を申し上げます。

本市の国民健康保険会計予算は、歳入における国民健康保険税、主に農業所得の伸び及び退職被保険者の増加、一方、1人当たりの医療費の増による保険給付費増などがそれぞれ見込まれ、総額38億6,157万3,000円で前年度と比較して4.4%の増となっております。国民健康保険制度は乳幼児から高齢者まで、だれもが安心して医療を受けられる国民皆保険制度の中核として重要な役割を担い、地域医療保険の保持、増進に大きく貢献をしてきました。しかし、少子高齢化が加速し、高齢者が増加する一方、それを支える若い世代が減少する中国民医療費の総額は33兆円を超え、そのうち高齢者の医療費が4割を上回る現状となっております。超高齢化社会においても維持可能な医療制度を確立しなければ、弱者は医療を受けられないということになりかねません。こうしたことから、国においては将来にわたりすべての国民が安心して良質なサービスが受けられることができるような医療保険制度を堅持するため、新たに後期高齢者医療制度がスタートをし、制度の運用について改善が図られているところであります。

また、医療費適正化を総合的に推進するため、医療費の約3割を占めると言われる生活習慣病について内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査や特定保健指導を各医療保険者に義務づけし、糖尿病などの生活習慣病有病者や予備軍を減少させることを目標に、その予

防に重点を置くこととしております。本市においても先行していた生活習慣病の予防などに加え、制度改革による特定健康診査、特定保健指導に関連し、地域の特性に適合した事業を展開することにより、中長期的な医療費抑制の効果が期待をされるところです。

昨年のアメリカの金融危機に端を発する世界的な景気後退に伴い、我が国の経済状況も悪化をしており、本市の経済や暮らしにも影響が及ぶものと考えられ、国民健康保険においても職を失った方の加入や、低所得者の増加が想定され、国保税の収納率の低下を招くことも懸念される状況の中で、適正かつ安定的な事業運営の確保を図っていくためには、国保税の収納確保を図ると共に、国保と保健衛生福祉部門との連携を強化した保健事業を推進し、医療費の適正化を図るなど、中長期的な観点に立った事業努力が望まれます。

最後に基金残高の減少により、平成22年度税率改正に向け検討を始めるということですが、進めるに当たっては、市民説明を十分に果たすことはもとより、住民理解を求めるためにも、一層の努力を傾注していただきますよう要望し、私の討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第43号平成21年度美唄市国民健康保険会計予算**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第44号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第44号平成21年度美唄市老人保健会計予算につきまして、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。

以下、その理由を申し上げます。平成20年度から老人保健会計が後期高齢者医療制度の発足に伴い、後期高齢者医療会計に移行し、実質的には老人保健会計は、解体の状態にあります。後期高齢者医療制度が始まって1年になり、その制度の不合理性がますます国民の目に明らかになってきました。また、現在保険料の滞納による資格証の発行も社会的に大きな問題として、国会でも取り上げられています。後期高齢者医療制度に対し、抜本的な改善の要求が多く国民から国に対し寄せられています。私は後期高齢者医療制度に反対の立場から老人保健会計に反対するものであります。

以上、討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第44号平成21年度美唄市老人保健会計予算**は、委員長報告のとおり決定されました。

(1番吉岡文子議員退場)

(7番長谷川吉春議員退場)

これより議案第45号ないし議案第51号の以上7件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第40号平成21年度美唄市下水道会計予算ないし議案第51号平成21年度美唄市工業用水道事業会計予算**の以上7件は、委員長報告のとおり決定されました。

(1番吉岡文子議員入場)

(7番長谷川吉春議員入場)

●議長林 国夫君 次に日程の第4、議案第52号財政調整基金の一部積み立て停止の件

を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました議案第52号財政調整基金の一部積立て停止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により平成20年度においてその積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 これより議案第52号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第52号財政調整基金の一部積み立て停止の件**は、原案のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第5、承認第1号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第7、承認第3号議会運営委員会所管事務調査の件の以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件についてはお手元に配付いたしました承認書のとおり、閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**閉会中も調査を認めること**に決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第8、意見書案第1号中山間地域等直接支払交付金制度の継続に関する意見書ないし日程の第11、意見書案第4号急激な雇用悪化を政治の責任で解決することを求める意見書の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号について3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第1号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

中山間地域等直接支払交付金
制度の継続に関する意見書

中山間地域等直接支払交付金制度につきましては、農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持をはかりながら、多面的機能の維持をはかることを目的に、平成12年度より5カ年間実施され、さらに平成17年度より21年度まで、新たな5カ年対策として実施されております。

美唄市においては、本制度の実施により、①耕作放棄地の発生防止、②集落・地域活動の活性化、③国土保全など多面的機能の維持、

④生産性・収益向上等に、大きな成果を発揮しておりますが、仮に実施期間終了をもって制度が打ち切られた場合、農業生産活動や地域社会の維持に重大な支障をきたすことが懸念されます。

よって、国においては、次の対策を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 美唄市における農業生産基盤の維持や、集落・地域活動の活性化、生産性・収益のさらなる向上等をはかるため、平成22年度以降においても、現行の中山間地域等直接支払交付金制度を堅持・継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 次に、意見書案第2号及び意見書案第3号の以上2件について、5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第2号及び意見書案第3号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北海道の自衛隊体制の確

実な維持を求める意見書

北海道に配置されている自衛隊は、我が国の国土防衛はもとより、災害発生時における地域住民の救援・救難活動や救急患者の搬送など、道民の安全と安心の確保に向けて、今

日まで極めて大きな役割を果たしてきたところではありますが、「防衛計画の大綱」のもと、近年、第5師団及び第11師団が旅団化されるなど、特に陸上自衛隊の削減が進められてきたことにより、北海道の安全と安定、さらには、地域経済や地域社会に極めて大きな影響を与えており、大変遺憾に思うところであります。

現在、国においては、今年末をめどに「防衛計画の大綱の見直し」と「次期中期防衛力整備計画の策定」の検討に着手されていると承知していますが、今後、さらに、北海道における自衛隊の大幅な削減は、現在も不安定要素が懸念される隣接国際情勢をはじめとする我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、計り知れない大きな影響を及ぼすことは必定であります。

美唄市においても、自衛隊の縮小・削減は、地域社会の安全・安心をはじめ、財政・経済に大きな影を落とすこととなり、ひいては自治体の存続問題にもつながりかねません。

本市も、長年にわたり、駐屯自衛隊に対するバックアップ体制を敷き、その有形無形の体制は一朝一夕で得られたものではなく、安全・安心を軸にした「相互信頼」と言う固い絆で構築されてきたものであり、その、積年の貴重な財産を将来にわたってしっかりと活用すべきであります。

よって、国においては、「防衛計画の大綱の見直し」及び「次期中期防衛力整備計画の策定」に際し、こうした地域の意向を十分に配慮され、北海道における自衛隊の体制が確実に維持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月19日

北海道美唄市議会

「食の安全確保」及び「消費者安全の確保」への取り組み強化を求める意見書

近年、食品の表示に関する悪質な偽装や、有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が頻発しています。

特に事故米問題においては、業者の人命軽視の行為は厳罰に処すべきであり、それ以上に、国民の生命と生活を守るはずの農林水産省が、その責任や使命を果たさなかっただけでなく、被害を拡大させた責任は重大であり、国民の不信、怒りは極めて増大しています。

今後、農林水産省においては、業務、組織の見直しを厳格に行うとともに、同様の事態を二度と起さないためにも、猛省と徹底した改革を強く促すものであります。

また、食の安全に関する問題だけではなく、相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈しており、政府の消費者行政推進会議の報告書によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、縦割り行政の欠陥が大きな要因と明示しています。

こうした縦割り行政の弊害を、消費者の視点を中心に改革を断行し、一刻も早く省庁横断的な消費者行政を推進すべきであります。よって、国においては、次の対策を講じられるよう強く要望します。

記

1. 偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。

2. 輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。

3. 消費者が安心して食品を購入することが出来るよう、加工食品の原料原産地の表示の徹底を図ること。

4. 重大な消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、当該商品等の譲渡等の禁止または制限、回収等の命令、報告・立ち入り調査・検査、罰則等を定めた消費者を守る法令を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 次に、意見書案第4号について、1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第4号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

急激な雇用悪化を政治の責任で

解決することを求める意見書

アメリカ発の金融危機に端を発した急激な景気悪化のもとで、大企業が競い合って「派遣切り」「期間工切り」をすすめて、急激な雇用悪化が深刻な社会問題を引き起こしていま

す。年末年始の「年越し派遣村」の実態はその象徴です。

これは、この間の労働法制の規制緩和によって、1999年には派遣労働が原則自由化され、2004年にはこれが製造業にも拡大され、多くの企業が正規職員を「いつでも首切り自由」の非正規労働者に置き換え急増させた結果であり、政治災害というべきものです。従って政治の責任で解決すべき問題です。

よって、国の責任で、下記の3つの課題に同時並行で取り組むよう求めます。

記

1. 「派遣切り」「期間工切り」によって職を失ったすべての人々に、居住、生活、再就職の支援を行うこと。

①全国各地に一時避難所を開設し、総合相談窓口を設置すること。

②再就職を支援する緊急小口貸付金を拡充すること。

③「住所不定」状態になった人々も含めて再就職に向けた緊急避難として生活保護を行うこと。

④雇用保険の6兆円を超える積立金を活用し、すべての失業者に雇用保険による支援が行き渡るようにすること。

2. これ以上の大量解雇による被害者を出さないために、大企業への本腰を入れた指導を徹底すること。

①大企業が内部留保金を使って雇用確保の社会的責任を果たすよう指導を徹底すること。

②労働契約法にもとづき、契約途中の解雇は違法であり撤回させること。

③現行法の派遣労働の期限・最長3年を超えて偽装請負などで働かせながら「雇い止め」

した、違法な「雇い止め」乱用を是正させ正規雇用にさせること。

3. 労働者派遣法を1999年の原則自由化前に戻し、不安定な登録型派遣は原則禁止するなど抜本改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました意見書案第1号については、別に発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号中山間地等直接支払交付金制度の継続に関する意見書**は、原案のとおり決定されました。

これより意見書案第2号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**意見書案第2号北海道の自衛隊体制の確実な維持を求める意見書**は、原案のとおり決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました意見書案第3号及び意見書案第4号については、別に発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第3号「食の安全」及び「消費者安全の確保」への取り組み強化を求める意見書及び意見書案第4号急激な雇用悪化を政治の責任で解決することを求める意見書**の以上2件は、原案のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

これをもって、平成21年第1回美唄市議会定例会は閉会いたします。

正午12時00分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____